

●香川県告示第206号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業及び定置漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

平成30年7月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第501号（かき）

（1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽弁天島地先

イ 点の位置

基点A 弁天島西端

〃 B 西代川左岸防砂堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ

〃 C 松原灯籠

〃 D 吉見漁港北防波堤突端

〃 E 小豆島町風ノ子島高頂

点 イ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ハ AからC見通し線とBからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロA、Aハ、ハイの4直線に囲まれた区域

（2）漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

（3）制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

（4）地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第502号（かき）

（1）漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度地先

イ 点の位置

基点A 権現鼻西端

〃 B 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

〃 C さぬき市、高松市牟礼町境界

〃 D 高松市牟礼町房前鼻東端

〃 E 高松市庵治町高島北の高頂

〃 F 高松市庵治町高島西端

- 点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
 ハ 口 CからE見通し線上イからEへ300mの点
 ハ ハ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 ハ ニ BからF見通し線上ハからFへ300mの点
 ハ ホ 口からニ見通し線上口から100mの点
 ハ ヘ CからE見通し線上イからCへ740mの点
 ハ ツ CからE見通し線と直角にへから東へ100mのところ
- ウ 漁場の区域 Bニ、ニホ、ホツ、トヘ、ヘCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度

計画番号区第503号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町地先

イ 点の位置

基点A さぬき市、高松市牟礼町境界

ハ B 原浜防波堤基部

ハ C 房前鼻東端

ハ D 牟礼港川東地区埋立地南端

ハ E 松ヶ鼻東端

ハ F 高松市庵治町高島高頂

ハ G さぬき市穴子海岸北端

ハ H さぬき市権現鼻西端

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

ハ 口 BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロDの3直線とAD間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第504号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

〃 B さぬき市、高松市牟礼町境界

〃 C 牟礼港川西地区埋立地南端

〃 D 室沖岡谷清酒雄宅（さぬき市鴨庄4592番地）

〃 E 小串高頂

〃 F 高松市牟礼町金山防波堤北東角

〃 G 高松市庵治町高島西端

点 イ AからG見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからG見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ BからG見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ニ BからG見通し線とDからC見通し線との交差点

〃 ホ AからG見通し線上イからGへ100メートルのところ

〃 ヘ BからG見通し線上ニからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホロ、ロハ、ハヘ、ヘホの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第505号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 高松市屋島東町宮ノ瀬洲鼻（旧防砂堤跡）

- 〃 B 高松市庵治町ハジキ鼻
 - 〃 C 屋島台頂北端（北嶺北端）
 - 〃 D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台
- 点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
 〃 ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ
 〃 ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ
 〃 ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ
 〃 ホ イからハ見通し線上イから350メートルのところ
 〃 ヘ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ
 ウ 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第506号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島少年自然の家地先

イ 点の位置

基点A 香川県水産試験場敷地北東角

〃 B 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 C 庵治町丸山高頂（66メートル）

点 イ BからC見通し線上Bから150メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線と平行にAから東へ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第507号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

イ 点の位置

基点A 浦生漁港北第3突堤

〃 B 協和化学桟橋突端

〃 C 旧半学塩田西端

〃 D 大崎鼻

〃 E 女木港西防波堤（2）東端

〃 F 土庄町小豊島西端

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ イからA見通し線上イからAへ50メートルのところ

〃 ニ ロからB見通し線上ロからBへ50メートルのところ

〃 ホ ロからD見通し線上ロからDへ75メートルのところ

〃 ヘ イからE見通し線上イからEへ75メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第508号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島西町旧屋島塩田地先

イ 点の位置

基点A 浜北港南防波堤基部

〃 B 女木町帆船鼻

〃 C 朝日町G地区2号防波堤基部から南へ4番目の排水口（朝日町G地区2号防波堤基部から南へ220メートルのところ）

〃 D Aから護岸沿い南へ320メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

- 〃 ロ AからB見通し線上Aから450メートルのところ
- 〃 ハ DからC見通し線上Dから450メートルのところ
- 〃 ニ DからC見通し線上Dから250メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第509号（かき）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島西側地先
- イ 点の位置
 - 基点A 唐戸
 - 〃 B 亀笠島高頂
 - 〃 C 亀笠島北西端
 - 〃 D 岩島高頂
 - 〃 E 多度津町、三豊市境界
 - 〃 F 三豊市詫間町詫間港水出埋立地護岸北西角
 - 〃 G 西港町矢板防波堤基部

- 点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線とFからG見通し線との交差点
- 〃 ハ DからE見通し線とFからG見通し線との交差点
- 〃 ニ DからE見通し線上ハからEへ300メートルのところ
- 〃 ホ BからA見通し線上ロからAへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イホ、ホニ、ニD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第510号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島南側地先

イ 点の位置

基点A 福島神社

〃 B 多度津町小島西端

〃 C 西港町矢板防波堤基部

〃 D 三豊市詫間町詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

〃 E 唐戸

〃 F 亀笠島高頂

〃 G 三豊市詫間町詫間港水出埋立地護岸北西角

〃 H 亀笠島東端

点 イ CからD見通し線とAからB見通し線との交差点

〃 ロ CからG見通し線とAからB見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し線とCからG見通し線との交差点

〃 ニ EからF見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ホ BからA見通し線上口からAへ300メートルのところ

〃 ヘ FからE見通し線上ハからEへ300メートルのところ

〃 ノ ニからH見通し延長線とCからF見通し線との交差点

〃 チ CからF見通し線とAからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 チホ、ホヘ、ヘニ、ニト、トチの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第511号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町亀笠島東側地先

イ 点の位置

基点A 西港町矢板防波堤基部

- B 弥谷山高頂 (382メートル)
- C 福島神社
- D 詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部
- E 亀笠島高頂
- F 多度津町小島西端
- G 高見島西端

点 イ AからE見通し線とBからG見通し線との交差点
 ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
 ハ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 ニ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町大字西白方

計画番号区第512号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島一の宮地先

イ 点の位置

- 基点A 牛ノ州鼻南端
 B 栗島港西防波堤基部
 C 高島宅東端 (栗島2483-2)
 D 妙見山高頂
 E 積南柳鼻

点 イ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点

ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロイ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行に

については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町粟島

計画番号区第513号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町粟島北浦宮の浦地先

イ 点の位置

基点A 東風浜保護水面標柱

〃 B シンダ鼻北西端

〃 C 紫谷山高頂

〃 D 馬城防砂堤中央

点 イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点

〃 ロ AからC見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

- ウ 漁場の区域 Dイ、イロの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町津島

計画番号区第514号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市三野町津島地先

イ 点の位置

基点A 津島北端

〃 B 多度津町岩島高頂

〃 C 多度津町白方漁港第3号防波堤突端

〃 D 詫間港貯木場埋立北西端防波堤基部

〃 E 詫間町水出埋立地東端

〃 F 詫間町志々島西端

〃 G 詫間港水出埋立地北東角から護岸沿い西へ100メートルのところ

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

- 〃 ハ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点
- 〃 ニ AからG見通し線とEからF見通し線との交差点
- 〃 ホ EからF見通し線上ニからFへ50メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町詫間

計画番号区第515号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町須田地先
- イ 点の位置

基点A トノワキ鼻西端

- 〃 B 香田西滑走路跡西基部
- 〃 C 須田港西防波堤基部
- 〃 D 栗島城山高頂
- 〃 E 香田大滑走路跡東基部

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

- 〃 ロ BからA見通し線上Bから600メートルのところ

ウ 漁場の区域 Cイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、C E間最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町詫間

計画番号区第516号 (かき)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜船越地先
- イ 点の位置
- 基点A 香田鼻突端
〃 B 楠浜大曲の鼻
〃 C 船越8号防砂堤突端
〃 D 伊砂子防波堤西端
〃 E 伊砂子鼻突端
〃 F 栗島不天州南端
- 点 イ AからE見通し線とBからF見通し線との交差点
〃 ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
〃 ハ FからB見通し線上イからBへ50メートルのところ
〃 ニ FからC見通し線上ロからCへ50メートルのところ
〃 ホ FからC見通し線とBからD見通し線との交差点
〃 ヘ BからD見通し線上Bから120メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ハヘ、ヘホ、ホニ、ニハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町大浜

計画番号区第601号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市三本松地先
- イ 点の位置

- 基点A 鹿浦越崎北端
〃 B 白鳥港新川防波堤赤灯台
〃 C 秋葉山高頂 (97メートル)
〃 D 東かがわ市湊、三本松境界
〃 E 女島南端

- 点 イ AからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点
〃 ロ BからE見通し線とCからD見通し延長線との交差点
〃 ハ BからE見通し線上ロからEへ300メートルのところ
〃 ニ AからE見通し線上イからEへ300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第602号（あかがい）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽名古島地先

イ 点の位置

基点A 東かがわ市女島南端

〃 B 津田町配水池タンク（津田町津田88番地1）

〃 C 鶴羽、津田境界の海境石

〃 D タテバの北鼻

〃 E 西頭白岩中央

〃 F 名古島北西端

〃 G 名古島南端

点 イ AからG見通し延長線とCから真方位45度の線との交差点

〃 ロ EからD見通し線とCから真方位45度の線との交差点

〃 ハ DからE見通し線上口からEへ100メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線とBからF見通し延長線との交差点

〃 ホ BからF見通し線とAからG見通し延長線との交差点

〃 ヘ AからG見通し延長線上イからGへ100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第603号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市櫃石漁港地先

イ 点の位置

基点A 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ150メートルのところ

〃 B 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ100メートルのところ

〃 C 櫃石漁港東防波堤突端から基部へ50メートルのところ

〃 D 岡山県釜島南端

〃 E 岡山県釜島高頂

点 イ AからE見通し線上Aから20メートルのところ

〃 ロ BからE見通し線上Bから20メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから20メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから70メートルのところ

〃 ホ BからE見通し線上Bから70メートルのところ

〃 ヘ AからE見通し線上Aから70メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第604号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島不天地先

イ 点の位置

基点A 不天丸岩

〃 B 妙見山高頂

〃 C 不天洲南端

〃 D 栗島港旧一文字防波堤南端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町栗島

計画番号区第605号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島北浦地先

イ 点の位置

基点A カゴ崎北東端

〃 B 多度津町高見島高頂 (竜王の森298メートル)

〃 C 多度津町高見板持鼻北西端

〃 D シンダ鼻北西端

〃 E 紫谷山高頂

〃 F 宮の浦大石保護水面標柱

〃 G 東風浜山伏神社

〃 H 東風浜保護水面標柱

点 イ AからD見通し線とGからB見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とFからC見通し線との交差点

〃 ハ HからE見通し線とFからC見通し線との交差点

〃 ニ HからE見通し線とGからB見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町栗島

計画番号区第606号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町清正公地先

イ 点の位置

基点A ゴマジリ大西の鼻西端

〃 B 栗島立髪鼻東端

〃 C 三玉岩灯標

〃 D 香田大滑走路東基部

〃 E 塩生山高頂 (140メートル)

〃 F 栗島水尻防波堤突端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ CからD見通し線とEからF見通し線との交差点

〃 ハ EからF見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、Aハ間最大高潮時海岸線から沖出し40メートルの区域を除く。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町詫間

計画番号区第607号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜地先

イ 点の位置

基点A 大浜砂浜南端

〃 B キスゴ山西端

〃 C 丸山島大窪の鼻

〃 D 観音寺市伊吹町不動鼻 (伊吹島北端)

〃 E 観音寺市円上島北端

〃 F 古三崎高頂 (62.2メートル)

〃 G 下鼻

〃 H ミゾオチの鼻

点 イ BからG見通し線とAからD見通し線との交差点

〃 ロ CからF見通し線とAからD見通し線との交差点

〃 ハ CからF見通し線とHからE見通し線との交差点

〃 ニ BからG見通し線とHからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町大浜

計画番号区第608号 (あかがい)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜鴨の越地先

イ 点の位置

基点A 西三ツ岩

〃 B 小千鼻北端

〃 C 名部戸中水門

〃 D 家ノ浦水門

〃 E 香川県、愛媛県境界 (余木崎)

〃 F 丸山島南端

〃 H 丸山島大岩

点 イ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ハ BからE見通し線とFからD見通し線との交差点

〃 ニ AからE見通し線とFからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町大浜

計画番号区第701号 (あわび)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島東町瀬ノ内北・長崎鼻港地先
- イ 点の位置
- 基点A 長崎鼻港北防波堤基部
- 〃 B 廃治町大島南東端
- 〃 C 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ
- 〃 D 廃治町兜島西端
- 〃 E 屋島台頂北端（北嶺北端）
- 〃 F 廃治町御殿鼻
- 〃 G 女木島北端
- 〃 H 廃治町丸山大西鼻南西端
- 点 イ AからB見通し線とGからH見通し線との交差点
- 〃 ロ AからB見通し線上イからAへ50メートルのところ
- 〃 ハ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
- 〃 ニ CからD見通し線上Cから50メートルのところ
- 〃 ホ EからF見通し線上最大高潮時海岸線からFへ50メートルのところ
- 〃 ヘ EからF見通し線上最大高潮時海岸線からFへ190メートルのところ
- 〃 ト CからD見通し線上Cから190メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トロの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第702号（あわび）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島西町浦生地先

イ 点の位置

- 基点A 浦生漁港北第3突堤
- 〃 B 協和化学棧橋突端
- 〃 C 旧半学塩田西端
- 〃 D 大崎鼻
- 〃 E 女木港西防波堤（2）東端
- 〃 F 土庄町小豊島西端

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

- 〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点
 - 〃 ハ ロからD見通し線上ロからDへ75メートルのところ
 - 〃 ニ ロからD見通し線上ロからDへ275メートルのところ
 - 〃 ホ イからE見通し線上イからEへ75メートルのところ
 - 〃 ヘ イからE見通し線上イからEへ275メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第703号（あわび）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市大屋富地先

イ 点の位置

基点A 相模坊下8号防砂堤突端

〃 B 濑居島北東端

〃 C 相模坊下4号防砂堤突端

〃 D 濑居島南端

点 イ AからB見通し線上Aから250メートルのところ

〃 ロ イからA見通し線上イから100メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから250メートルのところ

〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あわび小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市大屋富町、青海町、高屋町、神谷町

計画番号区第751号 (かき、あさり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄室沖地先

イ 点の位置

基点A 高松市志度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ

〃 B 高松市牟礼町房前鼻

〃 C 高松市牟礼町金比羅山高頂

〃 D 庵治町高島北の高頂

〃 E 蜂ヶ浦北端

〃 F 灯籠鼻

〃 G 蜂ヶ浦南端から海岸沿い北へ95メートルのところ

点 イ FからB見通し線上Fから150メートルのところ

〃 ロ FからB見通し線とAからD見通し線との交差点

〃 ハ AからD見通し線上ロからDへ100メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線とGからC見通し線との交差点

〃 ホ EからC見通し線上Eから100メートルのところ

〃 ヘ GからC見通し線とイからホ見通し線との交差点

〃 ト イからホ見通し線上イから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ヘト、トハ、ハニ、ニへの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき・あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第801号 (ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市坂元、南野地先

イ 点の位置

基点A 徳島県鳴門市北灘町吉崎北端

〃 B 大谷川尻

〃 C 相生漁港西埋立地北東角

〃 D 引田港青灯台

〃 E 引田港北防波堤基部

- 〃 F 双子島北端
 - 〃 G 毛無島南西端
 - 〃 H 松島西端
- 点 イ BからH見通し線とFからG見通し延長線との交差点
- 〃 ロ AからE見通し線とBからH見通し線との交差点
- 〃 ハ BからH見通し線上口からHへ200メートルのところ
- 〃 ニ BからH見通し線と直角にイから西へ200メートルのところ
- 〃 ホ BからH見通し線と直角にイから東へ200メートルのところ
- 〃 ヘ AからE見通し線と平行にハから東へ200メートルのところ
- 〃 ト AからE見通し線と平行にハから西へ200メートルのところ
- 〃 チ AからE見通し線上口からEへ200メートルのところ
- 〃 リ Cからヌ見通し線とEからA見通し線との交差点
- 〃 ヌ ニからD見通し線上ニから600メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヌ、ヌニ、ニホの7直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第802号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島地先

イ 点の位置

- 基点A 松島北東端
- 〃 B 松島南西端
- 〃 C 徳島県鳴門市大麻山高頂
- 〃 D 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部
- 〃 E 東かがわ市引田庁舎中央
- 〃 F 神山高頂
- 〃 G 城山鼻東端
- 〃 H 通念島高頂

点 イ DからB見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ CからB見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

〃 ハ イからロ見通し延長線上口から150メートルのところ

- 〃 ニ 口からイ見通し線上口から850メートルのところ
 - 〃 ホ Bからハ見通し線上Bから300メートルのところ
 - 〃 ヘ Hからホ見通し延長線上ホから300メートルのところ
 - 〃 ト Hからホ見通し延長線上ホから1,000メートルのところ
 - 〃 チ ニからト見通し延長線上トから1,300メートルのところ
 - 〃 リ ハからB見通し延長線上Bから1,000メートルのところ
 - 〃 ヌ ハからB見通し延長線上Bから400メートルのところ
 - 〃 ル ヘからA見通し延長線上Aから200メートルのところ
 - 〃 ヲ ルから真方位43度45分400メートルのところ
 - 〃 ワ Aからヘ見通し延長上Aから200メートルのところ
 - 〃 カ ワから真方位43度45分400メートルのところ
 - 〃 ヨ Aから真方位43度45分2,200メートルのところ
 - 〃 タ ヨからA見通し線と直角にヨから南東へ450メートルのところ
 - 〃 レ ヨからA見通し線と直角にヨから北西へ450メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ヘレ、レタ、タチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ、ヲカ、カワ、ワへの10直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月25日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第803号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市松島西地先

イ 点の位置

基点A 松島南西端

〃 B 徳島県鳴門市大麻山高頂

〃 C 徳島県鳴門市北灘町碁の浦漁港防波堤基部

〃 D 通念島高頂

〃 E 引田庁舎中央

〃 F 神山高頂

〃 G 城山鼻東端

点 イ CからA見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点

〃 ロ BからA見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点

- 〃 ハ イから口見通し延長線上口から150メートルのところ
- 〃 ニ Aからハ見通し線上Aから300メートルのところ
- 〃 ホ Dからニ見通し延長線上ニから1,000メートルのところ
- 〃 ヘ 口からイ見通し線上口から850メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から10月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第804号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市通念島西地先

イ 点の位置

基点A 通念島東端

〃 B 引田港青灯台

〃 C 翼山高頂（125メートル）

〃 D 引田港北防波堤基部

〃 E 双子島高頂

〃 F 一ツ島高頂

〃 G 小豆島町地蔵崎

点 イ AからG見通し線とBから口見通し延長線との交差点

〃 ロ FからE見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ハ ロからE見通し線とBから400メートルのところ

〃 ニ イからG見通し線とCから600メートルのところ

〃 ホ イからE見通し線とDから100メートルのところ

〃 ヘ ロからI見通し線とCから100メートルのところ

〃 ト ハからニ見通し線とDから100メートルのところ

〃 チ ニからト見通し線とEから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第805号 (ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市毛無島地先

イ 点の位置

基点A 引田漁港赤灯台

〃 B 松島南西端

〃 C 一ツ島高頂

〃 D 双子島高頂

点 イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ700メートルのところ

〃 ハ CからD見通し延長線と平行にロから南東へ300メートルのところ

〃 ニ CからD見通し延長線上イから南東へ300メートルのところ

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股

計画番号区第806号 (まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市松原地先

イ 点の位置

基点A 白鳥港新川防波堤基部

〃 B 新川東から1番目突堤突端

〃 C NTT三本松営業所鉄塔

〃 D 三本松港赤灯台

〃 E 一ツ島西端

- 〃 F 一ツ島東端
- 〃 G 鹿浦越崎北端
- 〃 H 白岩

- 点 イ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ロ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点
- 〃 ニ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市松原

計画番号区第807号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市丸亀島北地先

イ 点の位置

基点A 丸亀島北西端

〃 B 丸亀島北端

〃 C 丸亀島東端

〃 D 女島東端

〃 E 女島南端

〃 F 北山高頂（226.3メートル）

〃 G 北山鼻西鼻北端

〃 H 絹島北端

〃 I さぬき市打伏の鼻北端

〃 J さぬき市東頭白岩中央

〃 K 津田港埋立地北端

点 イ GからE見通し延長線とIからB見通し延長線との交差点

〃 ロ イからF見通し線とJからB見通し延長線との交差点

〃 ハ DからC見通し延長線とHからA見通し延長線との交差点

〃 ニ DからC見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第808号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市津田町鶴羽弁天島地先
- イ 点の位置
 - 基点A 鶴部鼻北端
 - 〃 B 弁天島西端
 - 〃 C 西代川左岸防砂堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ
 - 〃 D 津田港北防波堤突端
 - 〃 E 吉見漁港北防波堤突端
 - 〃 F 小豆島町風ノ子島高頂
- 点 イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ハ BからF見通し線上Bから200メートルのところ
- 〃 ニ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市津田町鶴羽

計画番号区第809号（ぶり類）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市小田沖
- イ 点の位置

- 基点A トビガス中央
- 〃 B 小田漁港北防波堤基部
 - 〃 C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ90メートルのところ（旧突端）
 - 〃 D センクの浜西端
 - 〃 E 小林の高
 - 〃 F バクの岩中央
 - 〃 G 小豆島町塩谷鼻
 - 〃 H 小豆島町小福部島高頂
- 点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点
 - 〃 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点
 - 〃 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から9月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第810号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市小田地先
- イ 点の位置

基点A 小田漁港北防波堤基部

- 〃 B 天神鼻
- 〃 C 小田浦漁港北防波堤突端から基部へ90メートルのところ（旧突端）
- 〃 D センクの浜西端
- 〃 E 興津海水浴場西突堤基部
- 〃 F 小林の高
- 〃 G 小豆島町塩谷鼻
- 〃 H 小豆島町小福部島高頂

点 イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点

〃 ニ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第811号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市小田西浜地先

イ 点の位置

基点A クビ石

〃 B 天神鼻

〃 C 小田浦漁港北防波堤基部

〃 D 西浜中央防砂堤基部

〃 E 西浜西防波堤基部

〃 F 大山高頂

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから80メートルのところ

〃 ハ CからF見通し線とロからD見通し線との交差点

〃 ニ CからF見通し線とイからE見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市小田

計画番号区第812号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市志度沖

イ 点の位置

基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

〃 B 高松市庵治町高島西端

〃 C 志度港新町西防波堤基部

〃 D 高松市牟礼町金山防波堤北東角

〃 E 小串崎北端

点 イ DからE見通し線とCからB見通し線との交差点

〃 ロ DからE見通し線とAからB見通し線との交差点

〃 ハ AからB見通し線上口からAへ150メートルのところ

〃 ニ CからB見通し線上イからCへ150メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月25日から10月20日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第813号 (ぶり類、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市牟礼町松ヶ鼻地先

イ 点の位置

基点A 松ヶ鼻東端

〃 B 高松市庵治町高島西端

〃 C さぬき市二本木ガラモ鼻

〃 D 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ

〃 E 志度港新町西防波堤基部

点 イ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点

〃 ロ EからB見通し線とAからC見通し線との交差点

〃 ハ EからB見通し線上口からBへ195メートルのところ

〃 ニ DからB見通し線上イからBへ195メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月25日から10月20日まで
-----------------------	-----------------

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第814号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市牟礼町松ヶ鼻北地先
- イ 点の位置
 - 基点A 高松市庵治町葛原港防波堤突端
 - 〃 B 高松市庵治町高島西端
 - 〃 C さぬき市グリーンヒル大串南端
 - 〃 D 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ
 - 〃 E 志度港新町西防波堤基部
- 点 イ EからB見通し線とAからC見通し線との交差点
- 〃 ロ DからB見通し線とAからC見通し線との交差点
- 〃 ハ DからB見通し線上口からDへ150メートルのところ
- 〃 ニ EからB見通し線上イからEへ150メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月25日から10月20日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- オ 他の漁業権者と協調の上操業しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第815号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市志度地先
- イ 点の位置
 - 基点A さぬき市権現鼻西端

- 〃 B 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ
 - 〃 C さぬき市、高松市牟礼町境界
 - 〃 D 高松市牟礼町房前鼻東端
 - 〃 E 高松市庵治町高島北の高頂
 - 〃 F 高松市庵治町高島西端
- 点 イ CからE見通し線とAからD見通し線との交差点
- 〃 ロ CからE見通し線上イからEへ300mの点
- 〃 ハ CからE見通し線上イからCへ740mの点
- 〃 ニ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ホ BからF見通し線上ニからFへ300メートルの点
- 〃 ヘ ロからホ見通し線上ロからホへ100メートルのところ
- 〃 ト CからE見通し線と直角にハから東へ100メートルのところ
- ウ 漁場の区域 ハロ、ロヘ、ヘト、トハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度

計画番号区第816号（ぶり類、まだい）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市鳴庄大串地先

イ 点の位置

基点A 大串黒岩海岸北端

〃 B 二本木鼻

〃 C Bから海岸沿い北へ80メートルのところ

〃 D 高松市牟礼町鳶ヶ巣鼻

〃 E 高松市庵治町松ヶ鼻東端

〃 F 高松市庵治町葛原港防波堤基部

点 イ AからF見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ CからE見通し線とイからロ見通し線との交差点

〃 ニ CからE見通し線上ハからEへ220メートルのところ

〃 ホ AからF見通し線上イからFへ220メートルのところ

ウ 漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	9月15日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第817号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄大谷地先
- イ 点の位置
 - 基点A 二本木鼻
 - 〃 B 二本木ガラモ鼻
 - 〃 C さぬき市潮干狩り場北離岸堤南端
 - 〃 D さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
 - 〃 E 日盛山高頂
 - 〃 F 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北西端
 - 〃 G 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ
 - 〃 H 小串崎北端
- 点 イ AからF見通し線とBからH見通し線との交差点
- 〃 ロ DからG見通し線とイからH見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第818号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜沖

イ 点の位置

- 基点A 小串崎北端
〃 B 土庄町戸形崎
〃 C 土庄町大深山高頂 (227メートル)
〃 D 二本木ガラモ鼻
〃 E 大井峠
〃 F 大川西部流域下水道終末処理場埋立地北東端
点 イ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点
〃 ロ AからD見通し線とFからB見通し線との交差点
〃 ハ FからB見通し線上口からFへ250メートルのところ
〃 ニ FからB見通し線上口からBへ400メートルのところ
〃 ホ EからC見通し線上イからCへ600メートルのところ
〃 ヘ EからC見通し線上イからEへ50メートルのところ
ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から10月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第819号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄長浜地先

イ 点の位置

- 基点A さぬき市潮干狩り場中央離岸堤南端
〃 B 大井峠
〃 C 二子水門
〃 D 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ
〃 E 土庄町大深山高頂 (227メートル)
〃 F 高松市庵治町高島北東端
点 イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
〃 ロ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
〃 ハ FからB見通し線上口からBへ250メートルのところ
〃 ニ EからC見通し線上イからCへ250メートルのところ
ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第820号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄伯父ヶ浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 小串崎北端
 - 〃 B 土庄町高見山高頂（153メートル）
 - 点 イ AからB見通し線上Aから300メートルのところ
 - 〃 ロ AからB見通し線上Aから700メートルのところ
 - 〃 ハ AからB見通し線と直角にロから東へ300メートルのところ
 - 〃 ニ AからB見通し線と直角にイから東へ300メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から10月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第821号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 さぬき市鴨庄蜂ヶ浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 小串穴の口から海岸沿い北へ50メートルのところ
 - 〃 B 蜂ヶ浦北端
 - 〃 C 蜂ヶ浦南端から海岸沿い北へ95メートルのところ

- 〃 D 灯籠鼻南端
- 〃 E 志度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ
- 〃 F 高松市牟礼町房前鼻
- 〃 G 高松市牟礼町金比羅山高頂
- 〃 H 高松市庵治町高島高頂
- 点 イ DからF見通し線上Dから150メートルのところ
- 〃 ロ CからG見通し線とEからH見通し線との交差点
- 〃 ハ BからG見通し線とEからH見通し線との交差点
- 〃 ニ AからG見通し線上Aから400メートルのところ
- 〃 ホ AからG見通し線上Aから125メートルのところ
- 〃 ヘ CからG見通し線トイからホ見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘロの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市鴨庄

計画番号区第822号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市牟礼町大町地先
- イ 点の位置

- 基点A さぬき市蜂ヶ浦船揚場北端
- 〃 B さぬき市小串高頂
 - 〃 C さぬき市穴子海岸北端
 - 〃 D 志度港一文字防波堤東端
 - 〃 E さぬき市地蔵寺
 - 〃 F 房前鼻東端
 - 〃 G 川東防波堤基部
 - 〃 H 牟礼港川西埋立地南東端
 - 〃 I 金山防波堤突端

- 点 イ HからB見通し線上Hから150メートルのところ
- 〃 ロ HからB見通し線とIからD見通し線との交差点
- 〃 ハ HからB見通し線上ロからHへ100メートルのところ
- 〃 ニ FからA見通し線とIからD見通し線との交差点

- 〃 ホ FからA見通し線上ニからFへ100メートルのところ
- 〃 ヘ GからC見通し線とハからホ見通し線との交差点
- 〃 ド GからC見通し線トイからE見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市牟礼町

計画番号区第823号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町葛原地先

イ 点の位置

基点A 松ヶ鼻防砂堤突端

〃 B マブノ鼻

〃 C さぬき市大串崎南の高頂（137メートル）

〃 D さぬき市猿子島高頂

点 イ AからD見通し線上Aから170メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから270メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上ロからCへ250メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第824号（ぶり類）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町マブノ鼻地先

イ 点の位置

基点A マブノ鼻

〃 B 高尻海水浴場北防波堤突端

〃 C さぬき市大串崎北の高頂南の高 (109メートル)

〃 D さぬき市大串南の高頂 (137メートル)

点 イ AからD見通し線上Aから220メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから250メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上口からCへ200メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ200メートルのところ

〃 ホ 口からイ見通し線上口から200メートルのところ

〃 ヘ ハからニ見通し線上ハから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イホ、ホヘ、ヘニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	10月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町

計画番号区第825号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町高尻地先

イ 点の位置

基点A 高尻田中の防砂堤突端

〃 B 生の国南鼻

〃 C さぬき市大串崎北の高頂北の高（大串温泉南端）

〃 D さぬき市大串南の高頂 (137メートル)

点 イ AからD見通し線上Aから450メートルのところ

〃 ロ BからC見通し線上Bから450メートルのところ

〃 ハ BからC見通し線上口からCへ250メートルのところ

〃 ニ AからD見通し線上イからDへ250メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から10月20日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第826号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町大島港地先

イ 点の位置

- 基点A 弁天島西端
- 〃 B 大島港北防波堤基部
- 〃 C 重岩
- 〃 D 高松市屋島長崎鼻北端
- 〃 E 高松市女木島中の高頂（187メートル）
- 〃 F 矢竹島南端
- 〃 G 土庄町小豊島高頂（133メートル）

- 点 イ AからC見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからC見通し線上イからCへ225メートルのところ
- 〃 ハ ロからE見通し線とDからG見通し線との交差点
- 〃 ニ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第827号（ぶり類）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市庵治町大島地先

イ 点の位置

- 基点A 石島北端
 ハ B 矢竹島西端
 ハ C 矢竹島東端
 ハ D 土庄町豊島東端
 ハ E 高松市女木島中の高頂（187メートル）
 ハ F 高松市女木島南の高頂（216メートル）
 点 イ AからB見通し線上Aから130メートルのところ
 ハ 口 AからB見通し線上Aから430メートルのところ
 ハ ハ Eから口見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点
 ハ ニ Fからイ見通し延長線とDからC見通し延長線との交差点
 ハ ホ イからF見通し線上イから150メートルのところ
 ハ ヘ 口からE見通し線上口から150メートルのところ
 ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第828号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市庵治町城鼻地先

イ 点の位置

基点A ハジキ鼻

- ハ B 相引川尻中央点（牟礼町旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点）
 ハ C 屋島台頂北端（北嶺北端）
 ハ D 屋島長崎鼻北端
 ハ E 女木島北端
 ハ F 大島アバギの鼻西端
 ハ G 大島東端
 ハ H 御殿山根太鼻
 ハ I 御殿山高頂（88メートル）南側の小高
 ハ J 江ノ浦埋立地西側護岸北角
 ハ K 庵治漁港沖防波堤突端
 ハ L 庵治漁港一文字防波堤北灯台

- 点 イ AからJ見通し線とEからL見通し線との交差点
 ハ 口 AからJ見通し線上Aから400メートルのところ
 ハ ハ BからF見通し線とCからI見通し線との交差点
 ニ ニ BからF見通し線とDからK見通し線との交差点
 ホ ホ CからI見通し線とDからK見通し線との交差点
 ヘ ヘ DからK見通し線上ニからKへ70メートルのところ
 ハ ト CからI見通し線上ハからIへ70メートルのところ
 チ ロからト見通し線上ロからトへ100メートルのところ
 リ EからL見通し線上イからEへ100メートルのところ
 ヌ ヌ AからG見通し線とCからI見通し線との交差点
 ル ル Hからヌ見通し線とEからL見通し線との交差点
 ヲ ヲ EからL見通し線上ルから110メートルのところ
 ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘト、トチ、チリ、リヲ、ヲホの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から翌年2月10日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町

計画番号区第829号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町瀬ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

ハ B 庵治町ハジキ鼻

ニ C 屋島台頂北端（北嶺北端）

ハ D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

ハ 口 AからB見通し線上Aから300メートルのところ

ニ ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

ニ ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ

ホ ホ ハからイ見通し線上ハから245メートルのところ

ヘ ニからロ見通し線上ニから245メートルのところ

ト イからハ見通し線上イから350メートルのところ

チ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 ホヘ、ヘチ、チト、トホの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第830号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町福田小島西地先

イ 点の位置

基点A 小島西端

〃 B 鏡石鼻

〃 C 猿岳

〃 D 丸山高頂

点 イ AからB見通し線上AからBへ300メートルのところ

〃 ロ Cからイ見通し線上イからCへ125メートルのところ

〃 ハ AからD見通し線上AからDへ125メートルのところ

〃 ニ DからA見通し延長線上Aから南へ125メートルのところ

〃 ホ Cからイ見通し延長線上イから南へ125メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町福田

計画番号区第831号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町坂手小島地先

イ 点の位置

基点A 小島キャンプ場桟橋基部

〃 B 小島北護岸西端

点 イ Bから海岸沿い北西へ50メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aからイ見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町坂手

計画番号区第832号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 小豆郡小豆島町切谷地先

イ 点の位置

基点A 切谷北防波堤基部

〃 B 田浦松ヶ鼻から海岸沿い北へ80メートルのところ

〃 C 地ノハナゲ灯台

〃 D 小豆島町長崎漁港南防波堤基部

〃 E 小豆島町長崎岩島

〃 F 西村鬼ヶ崎

点 イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ DからB見通し線上イからBへ100メートルのところ

〃 ニ DからB見通し線上ハからBへ200メートルのところ

〃 ホ EからA見通し線上口からAへ100メートルのところ

〃 ヘ EからA見通し線上ホからAへ200メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハホ、ホヘ、ヘニ、ニハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村

計画番号区第833号 (まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町南部地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎敷地埋立地南
西角より護岸沿い南に150メートルのところ

〃 C 香川県水産試験場敷地北東角

〃 D 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 E 廃治町丸山高頂 (66メートル)

〃 F 久通港11号護岸北端

点 イ DからE見通し線上Dから300メートルのところ

〃 ロ BからF見通し線とAからイ見通し線との交差点

〃 ハ DからE見通し線と平行にCから東に150メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線上Dから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bロ、ロイ、イ二、ニハ、ハFの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第834号 (ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内南地先

イ 点の位置

基点A 屋島台頂北端 (北嶺北端)

〃 B 庵治町御殿山高頂南側の小高 (88メートル)

〃 C 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上最大高潮時海岸線からBへ100メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上イからBへ150メートルのところ

- 〃 ハ AからC見通し線上最大高潮時海岸線からCへ100メートルのところ
- 〃 ニ AからC見通し線上ハからCへ150メートルのところ
- 〃 ホ イからハ見通し延長線上ハから150メートルのところ
- 〃 ヘ ロからニ見通し延長線上ニから150メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第835号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北地先

イ 点の位置

基点A 屋島台頂北端（北嶺北端）

〃 B 長崎鼻港北防波堤基部

〃 C 女木島北端

〃 D 庵治町大島南東端

〃 E 庵治町御殿鼻

〃 F 庵治町丸山大西鼻南西端

点 イ AからE見通し線上と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ イからE見通し線上イから190メートルのところ

〃 ニ イからE見通し線上イから270メートルのところ

〃 ホ ロからB見通し線上ロから50メートルのところ

〃 ヘ ロからD見通し線上ロから30メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハロ、ロヘ、ヘニ、ニハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第836号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市屋島東町長崎旧屋島養魚地先

イ 点の位置

基点A 長崎鼻南の高頂

- 〃 B 旧屋島養魚南防波堤基部から海岸沿い南東へ50メートルのところ
- 〃 C 相引川尻中央点(旧久通塩田北西端から真西へ引いた線の中央点)
- 〃 D 庵治町丸山大西鼻南西端
- 〃 E 庵治町皇神鼻
- 〃 F 庵治町兜島西端
- 〃 G 庵治町大島アバギの鼻西端
- 〃 H 男木島南の高頂 (185メートル)

点 イ AからE見通し線とCからG見通し線との交差点

〃 ロ BからF見通し線とDからH見通し線との交差点

〃 ハ AからE見通し線上イからAへ50メートルのところ

〃 ニ CからG見通し線と平行にハから南へ50メートルのところ

〃 ホ CからG見通し線と平行にハから北へ250メートルのところ

〃 ヘ ホからロ見通し延長線上ロから100メートルのところ

〃 ト AからE見通し線と平行にニから西へ400メートルのところ

- ウ 漁場の区域 ニホ、ホヘ、ヘト、トニの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	3月20日から翌年1月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町

計画番号区第837号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市郷東町瀬戸内建材埋立地地先

イ 点の位置

基点A 貯木場東防波堤突端

- 〃 B 貯木場東防波堤中央角
 - 〃 C 高松市食肉センター北側護岸西角
 - 〃 D Cから護岸沿い東へ70メートルのところ
 - 〃 E 高松市食肉センター北側護岸東角
 - 〃 F 香東川河口右岸護岸北端角
- 点 イ BからF見通し線上Bから70メートルのところ
- 〃 ロ Dからイ見通し線上Dから20メートルのところ
- 〃 ハ AからF見通し線と香東川河口左岸護岸の北延長線との交差点
- 〃 ニ Eからハ見通し線上Eから20メートルのところ
- 〃 ホ AからF見通し線とDからイ見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 ロニ、ニハ、ハホ、ホロの4直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町

計画番号区第838号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市女木町芋谷地先

イ 点の位置

- 基点A 魚戸南鼻から海岸沿い北へ50メートルのところ
- 〃 B 土庄町豊島カイカキ崎
 - 〃 C 庵治町矢竹島南端
 - 〃 D 庵治町大島アバギの鼻高頂
 - 〃 E 芋谷用水路南端

- 点 イ AからC見通し線上Aから375メートルのところ
- 〃 ロ AからC見通し線上Aから200メートルのところ
- 〃 ハ EからD見通し線上Eから250メートルのところ
- 〃 ニ EからD見通し線上Eから300メートルのところ
- 〃 ホ EからD見通し線上Eから400メートルのところ
- 〃 ヘ ホからイ見通し線とニからB見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘイの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市女木町

計画番号区第839号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂東防波堤地先
- イ 点の位置
 - 基点A 小坂東防波堤突端
 - 〃 B 旧川窪塩田南西側護岸北端
 - 〃 C 旧川窪塩田南西側護岸南端
 - 〃 D 生島港北防波堤突端
 - 〃 E 生島港北防波堤基部
- 点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ
- 〃 ロ CからB見通し延長線上Bから500メートルのところ
- 〃 ハ AからB見通し線上Aから300メートルのところ
- 〃 ニ ハからD見通し線上ハから100メートルのところ
- 〃 ホ AからB見通し線上Aから200メートルのところ
- 〃 ヘ ホからE見通し線上ホから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘホ、ホイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第840号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 高松市亀水町小坂地先
- イ 点の位置

- 基点A 小坂西防波堤突端
 ノ B 旧川窪塩田南西側護岸北端
 ノ C 旧川窪塩田南西側護岸南端
 点 イ CからB見通し延長線上Bから750メートルのところ
 ノ ロ CからB見通し延長線上Bから550メートルのところ
 ノ ハ Aからロ見通し線上Aから50メートルのところ
 ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市生島町・亀水町

計画番号区第841号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町井島鞍掛地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臘島東端

ノ B 井島地蔵鼻南端

ノ C 井島鞍掛ノ鼻南西端

ノ D 向島ツンボ鼻北端

点 イ AからC見通し線とBからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Bイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第842号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町井島長浜地先
- イ 点の位置
- 基点A 京ノ上臘島東端
〃 B 岡山県玉野市稻荷鼻南東端
〃 C 井島ヘラガ崎西端
〃 D 井島ナカ鼻西端
〃 E 井島地蔵鼻西端から海岸沿い北へ250メートルのところ（石切場北端下）
〃 F 井島鞍掛ノ鼻南西端
〃 G 向島ツンボ鼻北端
〃 H ハコ島東端
点 イ AからF見通し線とDからH見通し線との交差点
〃 ロ DからH見通し線とBからC見通し延長線との交差点
〃 ハ AからF見通し線とEからG見通し線との交差点
ウ 漁場の区域 イロ、ロE、Eハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第843号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町井島出鼻地先

イ 点の位置

基点A 岡山県玉野市蛭子島高頂

- 〃 B 井島ヘラガ崎西端
〃 C 井島団子山高頂（157メートル）
〃 D 井島ナカ鼻西端
〃 E 向島荒崎鼻東端
〃 F 向島荒崎鼻高頂
〃 G 家島高頂
〃 H 京ノ上臘島東の北端

点 イ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点

- 〃 ハ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点
- 〃 ニ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第844号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町向島大福浦地先
- イ 点の位置
 - 基点A 向島ツンボ鼻北端
 - 〃 B Aから海岸沿い南へ100メートルのところ
 - 〃 C 向島荒崎鼻
 - 〃 D 井島ヘラガ崎西端
 - 〃 E ハコ島北端
- 点 イ CからD見通し線上Cから100メートルのところ
- 〃 ロ Aからイ見通し線とCからE見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 Aロ、ロC、CBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第845号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町旧家島塩田地先

イ 点の位置

- 基点A 井島ナカ鼻西端
〃 B 家島南端
〃 C 向島ナカ鼻西端
〃 D 向島南西端
〃 E 直島港本村地区新防波堤東屈曲部（古波止基部）
〃 F 吉野石膏南側高頂
〃 G 安野島南西端
〃 H 局島南端
〃 I 家島白石
〃 J 家島白石鼻浜根

- 点 イ AからB見通し延長線とCからJ見通し線との交差点
〃 ロ AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点
〃 ハ DからG見通し線とEからH見通し線との交差点
〃 ニ EからH見通し線とFからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニI、I J、Jイの6直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第846号（ぶり類、まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町家島西地先

イ 点の位置

- 基点A 家島白石鼻西端
〃 B 家島山の神鼻西端
〃 C 重石ノ鼻高頂（86メートル）
〃 D 三菱マテリアル株式会社直島精錬所煙突
点 イ AからD見通し線上Aから100メートルのところ
〃 ロ BからC見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第847号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町家島北地先

イ 点の位置

- 基点A 寺島早崎北端
- 〃 B 局島南端
- 〃 C 井島ヘラガ崎西端
- 〃 D 井島ナカ鼻西端
- 〃 E ハコ島北端
- 〃 F ハコ島中央（北側南端）
- 〃 G 家島ミヤマ尻鼻
- 〃 H Gから海岸沿い南へ100メートルのところ

点 イ AからB見通し延長線とDからG見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し延長線とCからE見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 Gイ、イロ、ロE、FHの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第848号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町局島西地先

イ 点の位置

- 基点A 局島イチジク鼻西端

- B 局島南端
- C 下鳥島南端
- D 上鳥島南端

点 イ AからC見通し線上Aから100メートルのところ
 ロ BからD見通し線上Bから100メートルのところ

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第849号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臘島西地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臘島西鼻

B 京ノ上臘島中鼻

ウ 漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第850号（ぶり類、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町京ノ上臘島北地先

イ 点の位置

基点A 京ノ上臘島東の北端

- 〃 B 京ノ上臘島北東の高頂
 - 〃 C 京ノ上臘島北西の高頂
 - 〃 D 京ノ上臘島西の北端
 - 〃 E 杵島南西端
 - 〃 F 杵島南東端
 - 〃 G 喜兵衛島東端
 - 〃 H 岡山県玉野市後閑神社
- 点 イ BからC見通し線と東側の最大高潮時海岸線との交差点
 ロ BからC見通し線と西側の最大高潮時海岸線との交差点
 ハ DからG見通し線とEからF見通し延長線との交差点
 ニ AからH見通し線とEからF見通し延長線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、Dハ、ハニ、ニAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第851号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 香川郡直島町喜兵衛島北地先
 - イ 点の位置
 - 基点A 喜兵衛島北東部高頂
 - 〃 B 喜兵衛島西の北端
- 点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
- ウ 漁場の区域 イからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第852号 (ぶり類、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町牛ヶ首島東地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島中央の高頂 (49メートル)

〃 B 一軒屋鼻東端

〃 C 大ハタゴ島南端

〃 D 一つ石

〃 E 岡山県玉野市投石

〃 F 丸山北東端

〃 G 丸山南西端

〃 H アナジ鼻東端

点 イ AからD見通し線とBからG見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ハ EからH見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ニ EからH見通し線とBからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第853号 (ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香川郡直島町牛ヶ首島西地先

イ 点の位置

基点A 牛ヶ首島北西端

〃 B 牛ヶ首島南西端

〃 C 直島獅子ノ渡鼻高頂

〃 D 岡山県玉野市モロ礁北端

〃 E 岡山県玉野市前丁場タヌキ山高頂 (92メートル)

点 イ AからE見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからD見通し線とCからI見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 香川郡直島町

計画番号区第854号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町乃生地先

イ 点の位置

基点A 宮ノ鼻海岸保護水面南標柱

〃 B 旧乃生塩田防砂堤基部より突端へ30メートルのところ

〃 C 旧乃生塩田北護岸東角から護岸沿い西へ100メートルのところ

〃 D 乃生海岸南防砂堤突端

〃 E 乃生海岸北防砂堤突端

〃 F 旧乃生塩田北護岸西角より護岸沿い東へ200メートルのところ

〃 G 岡山県玉野市新割山高頂（234メートル）

〃 H 岡山県玉野市宮田山高頂（122メートル）

点 イ AからE見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ロ AからE見通し線とFからG見通し線との交差点

〃 ハ DからB見通し線とCからH見通し線との交差点

〃 ニ DからB見通し線とFからG見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第855号 (まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町木沢沖

イ 点の位置

基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱

〃 B Aから真方位37度55分728メートルのところに設置したコンクリート標柱

〃 C 大崎鼻 (高松市、坂出市境界)

〃 D 高松市小槌島高頂

〃 E 王越町大崎山高頂 (231メートル)

〃 F 王越町宮ノ鼻

〃 G 岡山県玉野市宮田山高頂 (122メートル)

〃 H オリーブ水産株式会社養殖場南防砂堤突端

〃 I 高松市小槌島西端

点 イ CからD見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ロ FからE見通し線上Fから500メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と I からH見通し線との交差点

〃 ニ イからロ見通し線とAからG見通し線との交差点

〃 ホ Aから真方位348度25分186メートルのところ

〃 ヘ Aから真方位0度30分360メートルのところ

〃 ト Aから真方位13度00分510メートルのところ

〃 チ Aから真方位25度30分612メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トチ、チB、Bハの7直線によって囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第856号 (まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市王越町木沢地先

イ 点の位置

基点A オリーブ水産株式会社埋立地北護岸西角に設置したコンクリート標柱

〃 B Aから真方位37度55分728メートルのところに設置したコンクリート標柱

- 点 イ Aから真方位348度25分186メートルのところ
 ロ Aから真方位0度30分360メートルのところ
 ハ Aから真方位13度00分510メートルのところ
 ニ Aから真方位25度30分612メートルのところ
 ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロハ、ハニ、ニBの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市王越町

計画番号区第857号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市沙弥島東地先
 イ 点の位置
 基点A 沙弥島北端
 ロ B 沙弥島天狗岩
 ハ C 番ノ州埋立地北西護岸西角
 ニ D 丸亀市本島町龜山鼻

- 点 イ BからC見通し線上Bから100メートルのところ
 ロ BからD見通し線とAからイ見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第858号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 坂出市岩黒漁港地先
- イ 点の位置
- 基点A 岩黒漁港北防波堤基部
- 〃 B 岩黒漁港北防波堤突端から基部へ40メートルのところ
- 〃 C 高松市小槌島北端
- 〃 D 高松市大槌島南端
- 点 イ AからD見通し線上Aから50メートルのところ
- 〃 ロ AからD見通し線上Aから200メートルのところ
- 〃 ハ BからC見通し線上Bから150メートルのところ
- 〃 ニ BからC見通し線上Bから30メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第859号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 丸亀市本島町向島地先

イ 点の位置

基点A 向島東端

〃 B 坂出市羽佐島南端

〃 C モジガ鼻北東端

〃 D 向島南西端

点 イ AからC見通し線とDからB見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 Aイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第860号 (ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町大浦地先

イ 点の位置

基点A 福田東護岸北端

〃 B フクベ鼻北端

〃 C 岡山県六口島南端

〃 D タコツボ鼻北端

〃 E 大浦地区護岸北端

〃 F 大浦墓地防砂堤東側基部

点 イ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第861号 (まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 丸亀市本島町福田地先

イ 点の位置

基点A 福田漁港西防波堤突端

〃 B 広島町芦大浦鼻東端

〃 C 福田ミヂリ鼻西端

〃 D カブラ崎鼻西端

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町

計画番号区第862号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町堀江港地先

イ 点の位置

基点A 堀江八幡宮

〃 B 蝦子港1号防波堤基部

〃 C 蝦子港1号防波堤突端

〃 D 丸亀市広島町王頭山（ドンドロ山）高頂（312メートル）

〃 E 丸亀市広島町羽節岩灯標

〃 F 堀江港東防波堤基部

点 イ FからE見通し線とBからC見通し延長線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とBからC見通し延長線との交差点

〃 ハ AからD見通し線上口からDへ300メートルのところ

〃 ニ FからE見通し線上イからEへ300メートルのところ

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町（多度津町漁業協同組合の地区に限る）

計画番号区第863号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町蝦子港地先

イ 点の位置

基点A 丸亀市広島町羽節岩灯標

〃 B 丸亀市昭和町埋立地西護岸屈曲部から南へ護岸沿い156メートルのところ

- 〃 C 蚊子港3号防波堤基部から護岸沿い北東へ55メートルのところ
 - 〃 D 蚊子港1号防波堤基部
 - 〃 E 蚊子港1号防波堤突端
 - 〃 F 多度津造船株式会社中央倉庫南東端
 - 点 イ FからB見通し線と護岸との交差点
 - 〃 ロ FからB見通し線上イからBへ50メートルのところ
 - 〃 ハ FからB見通し線とCからA見通し線との交差点
 - 〃 ニ DからE見通し延長線とCからA見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 Dロ、ロハ、ハニ、ニEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町（多度津町漁業協同組合の地区に限る）

計画番号区第864号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町蚊子港防波堤地先
- イ 点の位置

基点A 蚊子港3号防波堤基部から護岸沿い北東へ55メートルのところ

- 〃 B 蚊子港2号防波堤突端
- 〃 C Bから基部へ101メートルのところ
- 〃 D 蚊子港1号防波堤基部
- 〃 E 蚊子港1号防波堤突端
- 〃 F 丸亀市広島町羽節岩灯標

点 イ AからF見通し線とDからE見通し延長線との交差点

- 〃 ロ Bからイ見通し線上Bから20メートルのところ
- 〃 ハ CからE見通し線上Cから10メートルのところ
- 〃 ニ DからE見通し延長線上Eから10メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町（多度津町漁業協同組合の地区に限る）

計画番号区第865号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 仲多度郡多度津町高見浦地先

イ 点の位置

基点A 高見港浦地区南防波堤突端

〃 B 高見港浜地区北防波堤突端

〃 C 多度津町高見島研修センター北端

〃 D 高見港浜地区旧北防波堤基部

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ BからA見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ハ Dからロ見通し延長線上ロから300メートルのところ

〃 ニ Cからイ見通し延長線上イから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 仲多度郡多度津町高見

計画番号区第866号（まだい、雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町粟島馬城地先

イ 点の位置

基点A 城山高頂

〃 B 天神山高頂

〃 C 馬城埋立地護岸東端

〃 D ヤマンバシ防砂堤突端

〃 E 紫谷山高頂

〃 F 不天丸岩

- 〃 G 志々島南端
- 〃 H 妙見山高頂
- 〃 I 伊砂子鼻東端
- 点 イ BからH見通し線と最大高潮時海岸線との交差点
- 〃 ロ AからG見通し線とBからH見通し線との交差点
- 〃 ハ DからF見通し線とEからI見通し線との交差点
- 〃 ニ ハからH見通し線とAからG見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハD、DCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町栗島

計画番号区第867号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町栗島太子地先

イ 点の位置

基点A ヤマンバシ防砂堤基部

〃 B 志々島南端

〃 C 多度津町桃陵公園高頂

〃 D 妙見山高頂

〃 E 蝙子鼻東端

〃 F 一の宮鼻鳥居

〃 G 檻崎南端

点 イ AからD見通し線とFからB見通し線との交差点

〃 ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点

〃 ハ EからC見通し線とGからD見通し線との交差点

〃 ニ FからB見通し線とGからD見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町栗島

計画番号区第868号 (ぶり類、まだい、雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町志々島横尾地先

イ 点の位置

基点A 宮城鼻南端

〃 B 高谷鼻北端

〃 C 志々島西端

〃 D 塩生山高頂 (140メートル)

点 イ AからB見通し線上Aから100メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから380メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから580メートルのところ

〃 ニ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町志々島

計画番号区第869号 (雑魚)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町生里ジノクチ地先

イ 点の位置

基点A 西詫間漁業協同組合三崎支所事務所北端

〃 B 生里漁港1防波堤砂止突端

〃 C 生里漁港1防波堤砂止基部

〃 D 愛媛県越智郡魚島町南端

〃 E 生里漁港第3防波堤突端

〃 F 生里漁港第3防波堤突端から基部へ60メートルのところ

- 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
 ヲ ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
 ウ 漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町生里

計画番号区第870号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町生里コバカマ鼻地先
 イ 点の位置
 基点A コバカマ鼻北端
 ヲ B 一の宮鼻南端
 ヲ C 十字石

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

- ウ 漁場の区域 Aイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
 ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
 エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町生里

計画番号区第871号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市詫間町大浜鴨の越地先
 イ 点の位置
 基点A 鴨の越護岸中央昇降口
 ヲ B 西三ツ岩

- 〃 C 名部戸中水門
 - 〃 D 家ノ浦水門
 - 〃 E 香川県、愛媛県境界（余木崎）
 - 〃 F 丸山島南端
 - 〃 G 丸山島大岩
- 点 イ AからE見通し線とGからC見通し線との交差点
 〃 ロ BからE見通し線とGからC見通し線との交差点
 〃 ハ BからE見通し線とFからD見通し線との交差点
 〃 ニ AからE見通し線とFからD見通し線との交差点
 ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町大浜

計画番号区第872号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 三豊市仁尾町大蔦島地先

イ 点の位置

基点A 岩井戸

- 〃 B 天神山北端
- 〃 C 仁尾港A地区護岸南西角
- 〃 D 小蔦島東端
- 〃 E 蔦島海水浴場南端角
- 〃 F 大蔦島大鳥居
- 〃 G 大蔦島帆解崎防波堤基部
- 〃 H 大蔦島帆解崎防波堤突端

- 点 イ AからD見通し線とHからB見通し線との交差点
 〃 ロ AからD見通し線とFからC見通し線との交差点
 〃 ハ FからC見通し線とEからG見通し線との交差点
 〃 ニ BからH見通し線上イからHへ50メートルのところ
 〃 ホ AからD見通し線と平行にニから南へ80メートルのところ
 〃 ヘ AからD見通し線上イからDへ66メートルのところ

ウ 漁場の区域 Hニ、ニホ、ホヘ、ヘロ、ロハ、ハGの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた

区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市仁尾町

計画番号区第873号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市室本港地先
- イ 点の位置
 - 基点A 室本港北浜埋立地北護岸基部
 - 〃 B 室本港北防波堤基部
 - 〃 C 室本港北防波堤青灯台
 - 〃 D 観音寺市伊吹町不動鼻（伊吹島北端）
 - 〃 E 三豊市詫間町三崎突端
 - 〃 F 三豊市仁尾町大蔵島高頂（91メートル）
- 点 イ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点
- 〃 ロ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点
- 〃 ハ CからE見通し線上口からEへ70メートルのところ
- 〃 ニ BからF見通し線上イからFへ70メートルのところ
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	4月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市室本町

計画番号区第874号（雑魚）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市豊浜町和田浜地先
- イ 点の位置
- 基点A 豊浜港新防波堤基部
 - 〃 B 高須賀埋立地南西角
 - 〃 C 吉田川右岸護岸突端
 - 〃 D Cから海岸沿い北へ150メートルのところ
 - 〃 E 観音寺市豊浜町箕浦漁港東防波堤基部
 - 〃 F 観音寺市伊吹町赤崎
- 点 イ AからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- 〃 ロ BからE見通し線とDからF見通し線との交差点
- 〃 ハ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点
- 〃 ニ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市豊浜町

計画番号区第1001号（あかがい）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市横内地先
- イ 点の位置
- 基点A 三本松港浜町地区埋立地南西角
 - 〃 B 小磯漁港北防波堤東端
 - 〃 C 虎丸山高頂
 - 〃 D 丸龜島南端
 - 〃 E さぬき市丸山鼻赤鼻
 - 〃 F 鹿浦越崎北端
 - 〃 G Fから海岸沿い南西へ300メートルのところ
 - 〃 H 白鳥港新川防波堤赤灯台
 - 〃 I 天理教東讃分教会中央
- 点 イ CからA見通し延長線とHからD見通し線との交差点
- 〃 ロ CからB見通し延長線とHからD見通し線との交差点
- 〃 ハ CからB見通し延長線上口から北へ100メートルのところ

- 〃 ニ CからB見通し延長線とEからG見通し線との交差点
- 〃 ホ EからG見通し線上ニからGへ100メートルのところ
- 〃 ヘ CからI見通し延長線とホからF見通し線との交差点
- 〃 ト CからI見通し延長線とHからD見通し線との交差点
- ウ 漁場の区域 ハホ、ホヘ、ヘト、トイ、イハの5直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あかがい養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市湊・三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号区第1002号（あさり、はまぐり）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 観音寺市大野原町三豊干拓地先

イ 点の位置

基点A 観音寺港北防波堤灯台

- 〃 B 三豊干拓西護岸中央排水樋門南基部から護岸沿い南へ200メートルのところ
- 〃 C 花稻漁港4号防波堤基部から護岸沿い北へ100メートルのところ
- 〃 D 豊浜港赤灯台
- 〃 E 観音寺市大股島北端

- 〃 F 観音寺市伊吹町赤崎と観音寺市大股島高頂との中央

点 イ BからF見通し線上Bから100メートルのところ

〃 ロ CからE見通し線上Cから100メートルのところ

〃 ハ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点

〃 ニ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点

- ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市大野原町

計画番号区第1003号（あさり、はまぐり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市大野原町花稻漁港地先

イ 点の位置

基点A 花稻漁港新防波堤基部

〃 B 花稻漁港新防波堤中央屈折部

〃 C 観音寺市大股島北端

〃 D 観音寺市大野原町、豊浜町境界

点 イ AからB見通し延長線上Bから100メートルのところ

〃 ロ DからC見通し線上Dから300メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市大野原町

計画番号区第1004号（あさり・はまぐり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市財田川尻

イ 点の位置

基点A 煉瓦堤防灯台

〃 B 観音寺港赤灯台

〃 C 観音寺市立老人憩いの家西端

〃 D 蝋子神社西端

点 イ AからB見通し線と観音寺港北防波堤との交差点

〃 ロ CからD見通し線と財田川右岸護岸との交差点

〃 ハ CからD見通し線と財田川左岸護岸との交差点

ウ 漁場の区域 Aイ、ロハの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市観音寺町・港町・西本町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町
計画番号区第1005号 (あさり・はまぐり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 観音寺市有明浜地先

イ 点の位置

基点A 煉瓦堤防基部

〃 B 伊吹町赤崎灯台

〃 C 琴弾回廊西側護岸北端

点 イ Aから突端へ50メートルのところ

〃 ロ Aから突端へ150メートルのところ

〃 ハ CからB見通し線上Cから150メートルのところ

〃 ニ CからB見通し線上Cから20メートルのところ

ウ 漁場の区域 ロハ、ハニ、ニイの3直線と最大高潮時海岸に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第三種区画漁業

名 称	時 期
あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行について、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 他の免許を受けた漁業と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 観音寺市観音寺町・瀬戸町・琴浪町・三本松町・柞田町
計画番号定第1号 (定置)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分6, 200メートルのところ

イ 点の位置

基点A 安戸池北口

点 イ Aから真方位26度45分6, 200メートルのところ

〃 ロ Aから真方位26度45分5, 100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原
計画番号定第2号（定置）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市安戸池北口から真方位26度45分5, 100メートルのところ
イ 点の位置

基点A 安戸池北口

- 点 イ Aから真方位26度45分5, 100メートルのところ
 ロ Aから真方位26度45分4, 000メートルのところ
 ハ イから口見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ
 ニ イから口見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ
 ホ イから口見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ
 ヘ イから口見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市坂元・馬宿・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川股・松原
計画番号定第3号（定置）

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市旧誉水村、丹生村境界から真方位25度45分7, 500メートルのところ
イ 点の位置

基点A 旧誉水村、丹生村境界

- 点 イ Aから真方位25度45分7, 500メートルのところ
 ロ Aから真方位25度45分6, 400メートルのところ
 ハ イから口見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ
 ニ イから口見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ
 ホ イから口見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ
 ヘ イから口見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- イ 共第307号枠網漁業権行使者と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

計画番号定第4号(定置)

(1) 漁場の位置及び区域

- ア 漁場の位置 東かがわ市丸亀島沖

- イ 点の位置

基点A 東かがわ市丸亀島高頂

点 イ Aから真方位36度45分5, 200メートルのところ

〃 ロ Aから真方位36度45分4, 100メートルのところ

〃 ハ イからロ見通し線と直角にイから南東へ450メートルのところ

〃 ニ イからロ見通し線と直角にロから南東へ450メートルのところ

〃 ホ イからロ見通し線と直角にロから北西へ450メートルのところ

〃 ヘ イからロ見通し線と直角にイから北西へ450メートルのところ

ウ 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

定置漁業

名 称	時 期
あじ定置網漁業	6月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

- ア 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
- イ 共第307号枠網漁業権行使者と協調のうえ操業しなければならない。

(4) 地元地区 東かがわ市三本松・横内・西村・小磯・馬篠

2 免許予定日 平成31年1月1日

3 免許の存続期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

4 免許申請期間 平成30年11月13日8時30分から同月15日17時まで